

## 木質バイオマスの供給に取り組む事業者の認定について

### 1 木質バイオマス証明の必要性

- (1) 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度は、発電施設の区分ごとに調達価格等が定められ、バイオマス発電については、未利用木材(33.6円/kwh)、一般木材(25.2円/kwh)、リサイクル木材(13.65円/kwh)の調達価格が定められたことにより、林野庁は、消費者の信頼を確保するとともに、木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されるよう、証明のためのガイドラインを定めた。
- (2) ガイドラインの主な内容は、取り組むべき事項として、「証明の連鎖」と「分別管理」であり、適正な運用のため、業界団体による自主行動規範の制定と木質バイオマスを供給する事業者の認定が必要である。

### 2 事業者の認定の要件

- (1) 事業者認定を行う団体は、次の要件を満たしていることが必要である。
  - ① 定款、会則等を有すること
  - ② 団体の意志決定の場(総会等)が確保されていること
  - ③ 事務局に責任ある職員が配置され、業務執行体制が確立していること
  - ④ 経理を行い、会計監査も行われていること
  - ⑤ 継続して活動を行う見込のある団体であること
  - ⑥ 当該分野(業種)に関する知見を有していること
- (2) 全国造生協は、上記の条件を満たしており、『木質バイオマスの証明に関する自主行動規範』、『事業者等認定実施要領』を制定し、木質バイオマスの証明に係る事業者認定を行うこととした。

制定の方法は、既に証明の連鎖が必要となっている「合法木材」、「間伐材チップ」に関するものも含めた『自主行動規範』及び『事業者等認定実施要領』を制定した。

### 3 事業者認定の方法

- (1) 全国造生協に、「審査委員会」を設け、事業者認定を行う。

審査委員会において、認定事業者を決定した後、申請者へ審査結果と認定番号を通知する。なお、事業者認定書の有効期限は、認定の日から3年間とする。

(2) 事業者が認定を受けるためには、次の要件をすべて満たすことが必要であり、申請に当たっては、『分別管理及び書類管理方針書』を添付する。

- ① 「合法木材」、「間伐材チップ」、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」がお互いに、「その他の木材」と分別して管理することが可能な場所を有していること（素材生産者の場合は、保管場所を特定できなくても、土場を確保し、それぞれの木材が混在しないように分別管理することを明記すれば可）
- ② 分別管理の方法が定められていること
- ③ 入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保管すること
- ⑤ 責任者が1名以上選任されていること

#### 4 納入先への木質バイオマスの証明書の交付

(1) 証明書の交付は、素材生産事業者名と認定番号を記載した文書により行う。

(2) 証明書には次の内容を記載することが必要である。

- ① 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材か、保安林か、国有林か、森林経営計画対象森林か等について）
  - ② 伐採許可（届出）年月日、許可発行者及び伐採許可番号等
  - ③ 物件（森林）所在地、伐採面積、樹種、数量
- ※ なお、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しを証明書とすることも可能

#### 5 認定申請の受付

(1) 全国造生協の会員事業者は、全国造生協、又は『自主行動規範』及び『事業者等認定実施要領』を制定した地方会団に申請することができる。

(2) 申請は随時受け付けるが、現在バイオマス発電を行っている発電事業者は、買取対象となる設備認定を11月1日までに行う必要があり、設備認定の申請には、バイオマス燃料をどこから調達するかについて、木質バイオマスの供給を行う素材生産者名と認定番号を添付する必要がある。

このため、当面の措置として、第1回の締切日を10月24日とする。

(3) 認定申請の受付に当たり、信頼性の確保とともに、バイオマス利用のサポートを行い、効率的な実施のため、認定事務手数料として、10,000円を徴収する。

(4) 認定申請の様式は、『事業者等認定実施要領』に掲載するとおりである。